

第4次越谷市

男女共同参画計画（改定版）

令和8年度～令和12年度（2026年度～2030年度）

—概要版—

～誰もが自分らしく輝き、多様な生き方を認めあう社会をめざして～



令和8年（2026年）3月

男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。（男女共同参画社会基本法第2条）

○職場に活気

女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上。また、働き方の多様化が進み、男女が共に働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮。

○家庭生活の充実

家族を構成する個人がお互いに尊重し合い協力し合うことによって、家族のパートナーシップが強化。また、仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって、男女が共に子育てや教育に参加。

○地域力の向上

男女が共に主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、地域コミュニティが強化。また、地域の活性化、暮らし改善、こどもたちが伸びやかに育つ環境が実現。

資料：内閣府男女共同参画局ホームページ

計画改定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成17年（2005年）3月に「越谷市男女共同参画推進条例」（以下、「推進条例」という）を制定し、一人ひとりの男女が、性別にかかわらず、個人として尊重されるとともに、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画の推進に関する施策の一層の充実を図ってきました。

令和3年3月に「第4次越谷市男女共同参画計画」を策定し、各種取り組みを進めてきましたが、新型コロナウイルス感染拡大による社会情勢の大きな変化や、関係法令の整備等による新たな課題に対応する必要が生じたことから、計画の中間年度を迎えるにあたり、計画の見直しを図ることとしました。

計画の位置づけ

- (1) 推進条例第10条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。
- (2) 第5次越谷市総合振興計画における男女共同参画社会の推進に関する部門計画です。
- (3) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。
- (4) 女性活躍推進法¹第6条第2項に規定される「市町村推進計画」を含みます。
- (5) DV防止法²第2条の3第3項に規定される「市町村基本計画」を含みます。
- (6) 困難女性支援法³第8条第3項に規定される「市町村基本計画」を含みます。
- (7) 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の国際目標であるSDGsの理念を踏まえて、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」を中心に取り組みを行います。

¹ 女性活躍推進法…女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

² DV防止法…配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

³ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

計画の期間

計画の期間は、第5次越谷市総合振興計画の基本構想の期間と合わせ、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とし、社会情勢の変化や計画の推進状況を踏まえ、中間年度である令和7年度（2025年度）に見直しを行いました。

計画の特徴

○教育に関する施策の推進

推進条例第7条「教育に携わる者の責務」を特徴として挙げ、教育に関する男女共同参画施策の推進を重要なものと捉えています。

○あらゆる分野における女性の活躍の推進

女性活躍推進法の制定により、あらゆる分野での女性の活躍の推進が重要と捉えています。

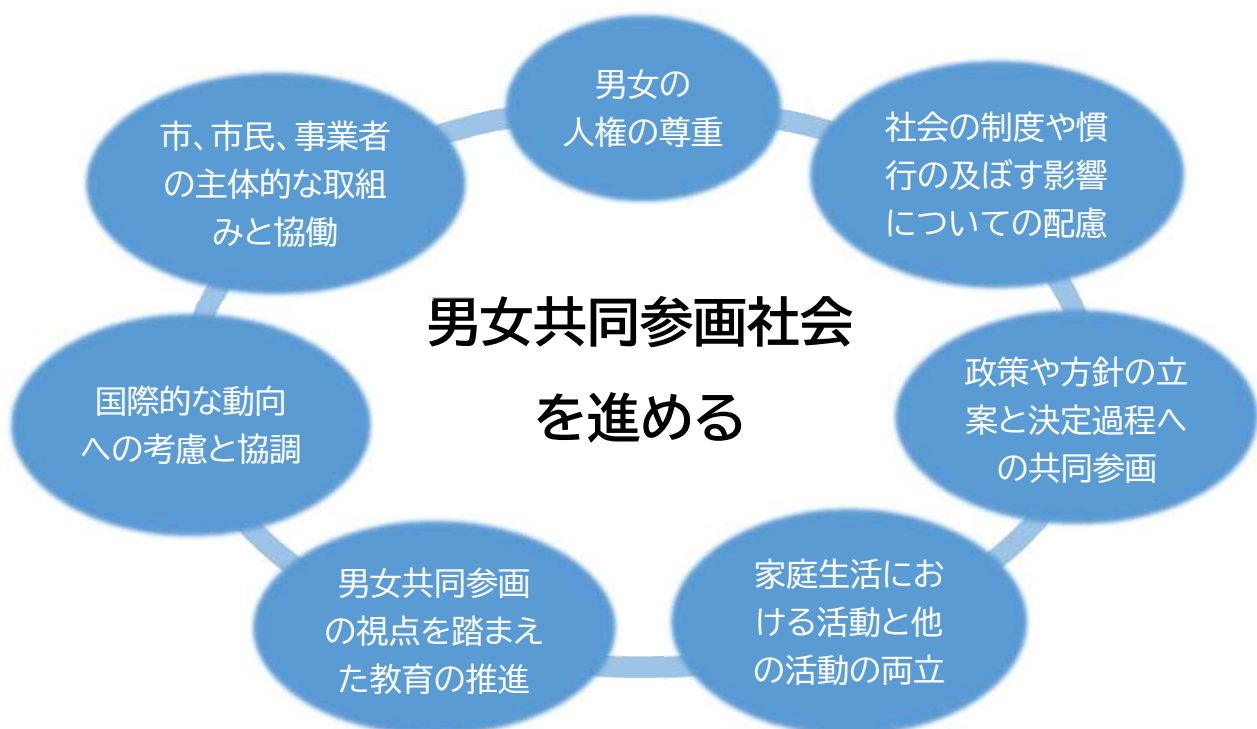
○ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

DVは、被害者のみならず児童虐待によるこどもの命にも関わる重大な社会問題です。さらに、ストーカー行為、性暴力など、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない意識の醸成が重要です。

計画の基本理念

誰もが自分らしく輝き、多様な生き方を認めあう社会をめざして

一人ひとりが、個性と能力を十分に発揮して、自分らしく輝き、自分らしい生き方（Life:人生・生活・命）が尊重できる社会をめざします。



基本目標 I

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現には、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた「性別による固定的役割分担意識」を解消することが求められます。男女が社会の対等な構成員として、お互いの人権を尊重し、その個性と能力を発揮することができるよう、意識づくりに取り組みます。

また、家庭、学校、地域などのあらゆる場において、男女共同参画に関する意識啓発を図ります。

施策の方針1 男女共同参画社会形成のための意識啓発

一人ひとりが自分にとっての幸せを実感できる Well-being（ウェルビーイング）の実現に向け、性別による固定的役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を生じさせない取り組みなど、国際社会の動きと連動しながら、今後もあらゆる機会を通じて広報や啓発活動を推進していきます。

施策の方向

- ① 広報・啓発の充実
- ② 性の多様性に関する理解の促進と支援
- ③ 国際理解の推進

～わたしたちにできること～

- ・性別による固定的役割分担意識を見直そう。
- ・性の多様性に関する理解を深めよう。
- ・男女共同参画に関する講習会・講演会に参加して、認識を深めよう。

施策の方針2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進

家庭や学校、地域におけるあらゆる学習機会を通じて、次世代を担う子どもたちが性別にかかわらず個性を伸ばせる教育を行うだけでなく、教職員や保護者など大人に対しても男女共同参画に関する意識啓発を図ります。

施策の方向

- ① 学校等における男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進

～わたしたちにできること～

- ・教職員や保護者をはじめとする大人が男女共同参画に対する正しい認識を持つ。
- ・家庭生活における性別による固定的役割分担意識を見直そう。

【多様な性のあり方】

LGBQ などの性的少数者への理解は進みつつありますが、「自分の周りにはいない」と感じている人もいるかもしれません。しかし、性的少数者の割合は、約 10～13%（左利きの人と同程度）とも言われ、決して特別な存在ではありません。「いない」と感じるのは、偏見や差別を恐れて声を上げられない社会環境が要因の一つです。

無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が誰かを傷つけていないか、一人ひとりが意識することが大切です。多様な性のあり方を正しく理解し、互いの生き方を尊重し合うことは、誰もが自分らしく生きられる社会の土台となります。まずは「身近にいる」前提に立ち、共に理解を深めましょう。

基本目標 Ⅱ

男女が輝き活躍できるまちづくり

性別にとらわれることなく、多様な住民が地域活動に参画することや、女性がリーダーとして活躍することは、異なる視点からの課題解決や社会的公平性の向上につながり、地域社会の活性化や持続可能な発展に欠かせません。特に、政策や方針の決定過程での男女の偏りが大きいことが課題であり、女性が参画しやすい環境の整備が求められています。

また、すべての人が仕事と家庭生活の両立を実現するためには、女性の職業生活における活躍推進とともに、男性の家庭生活への参画も不可欠です。誰もが平等に参画し、共に活躍できる環境づくりと意識啓発に積極的に取り組みます。

施策の方針3 女性の活躍の推進

男女が対等に能力を発揮できる社会実現のため、多様な価値観・意見が公平かつ公正に反映されるよう取り組みを進めます。また、ハラスメントなどの防止に向けて、意識改革を図るための啓発を行います。

施策の方向

- ① 女性の人材育成と審議会等への登用推進
- ② 女性の就業・起業のための支援
- ③ ハラスメント対策の充実

～わたしたちにできること～

- ・ 市政に関心をもち、積極的に参画しよう。
- ・ 就業や起業のための支援を利用して、自分らしい働き方を見つけてみよう。
- ・ 無意識の言動がハラスメントにならないよう関心を持とう。

施策の方針4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

性別や子育て・介護の有無にかかわらず、ライフスタイルに応じた多様な働き方ができるよう、柔軟な働き方の推進とともに、男女が協力して家庭や地域生活における責任を分かち合う取り組みを進めます。

施策の方向

- ① 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- ② 家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進

～わたしたちにできること～

- ・ 職場における性別による固定的役割分担を見直そう。
- ・ 自分にとってより良い働き方を考えよう。
- ・ 育児休暇や有休休暇をすすんで取得しよう。
- ・ 家事や育児、介護等の分担を見直そう。

【女性の職業生活における活躍推進に関する法律】

自らの意思によって職業生活を営み又は営もうとする女性が、個性と能力を十分に発揮して活躍できる社会を目指し、平成27年（2015年）に制定されました。この法律では、国、地方公共団体及び事業主の責務を明確化しています。市町村には「推進計画」の策定を努力義務とし、事業主には「行動計画」の策定を義務づけるとともに、女性の活躍を後押しするための支援措置について定めています。

誰もが性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにするためには、一人ひとりの人権が尊重され、安全にかつ安心して暮らせる環境が不可欠です。様々な生活上の困難を抱える人も含め、地域に暮らす人の生活を支える支援が必要となることから、ひとり親家庭や高齢者、障がい者、外国人など、多様な困難を抱えた人々の社会参画を促進し、自立に向けた支援に取り組みます。

また、地域の人々が、生涯を通じて健康で豊かな生活を送れるよう、性別や年齢に応じた心身の健康づくりを支援します。

さらに、防災の分野では、災害時の多様なニーズを把握するために、女性をはじめとする多様なジェンダーに配慮した視点が必要であることから、男女共同参画の考えを踏まえた地域防災を推進します。

施策の方針5 地域社会における男女共同参画の推進

さまざまな困難を抱えている人々に対し、生活の支援や情報提供を行い、社会参画を促進します。また、防災施策への女性参画に取り組み、男女共同参画の視点で地域防災を推進していきます。

施策の方向

- ① 男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の推進
- ② 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災の推進
- ③ 誰もが安心して暮らせる環境の整備

～わたしたちにできること～

- ・生活上の困難を抱えている人を地域全体で支えるという意識をもとう。
- ・防災について、男女共同参画の視点を踏まえて取り組もう。

施策の方針6 生涯を通じた心身の健康づくり

男女が互いの身体的な性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ思いやりの心を持って健康的な生活を送れるようにするため、男女相互の理解を深める取り組みを進めます。また、メンタルヘルス問題も大きな課題となっていることから、相談体制の充実とともに、精神保健や自殺予防に向けた取り組みを推進します。

施策の方向

- ① 男女の性と人権尊重の理解の推進
- ② こころとからだの相談等の充実

わたしたちにできること～

- ・性と生殖に関する正しい知識を身につけよう。
- ・乳がん、子宮頸がん、前立腺がんの検診に行こう。
- ・自分で解決できない悩みを抱えたら、一人で悩まず相談しよう。

【地域防災と男女共同参画】

近年、激甚化・頻発化する災害において、地域防災への女性の参画の重要性が再認識されています。災害は、社会的に弱い立場にある人たちに深刻な影響を及ぼすだけでなく、平常時の固定的な性別役割分担を反映し、家事や育児、介護などの負担が女性に集中するといった課題を浮き彫りにしました。男女共同参画の視点に立ち、備蓄品の選定や避難所運営の意思決定に関わっていくことは、子どもや若者、高齢者、障がい者、性的少数者など、多様な人々のニーズに配慮した、より強靱な地域づくりに直結します。

基本目標 IV

男女共同参画社会を阻む暴力の根絶

暴力は被害者の心身に深い傷を残し、その後の人生にも深刻な影響を及ぼします。DVだけでなく、子どもや若者に対する性暴力の被害も深刻化しており、男女共同参画社会の実現に向けて克服すべき重大な課題となっています。暴力を生まないための予防教育をはじめ、暴力を容認しない社会環境の整備など、関係機関や民間団体との連携を強化し、ジェンダーに基づくあらゆる暴力根絶のための社会づくりに力を入れて取り組みます。

施策の方針7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援

DVの早期発見、早期対応のため、DV防止に向けた意識啓発を進めるとともに、相談窓口の周知を図り、問題解決に向けて切れ目ない相談体制の充実を図ります。あわせて、複合的な困難を抱える女性の実態に即した相談・支援を行うため、関係機関や民間団体との連携強化に努めます。

施策の方向

- ① 啓発活動の推進
- ② 相談体制の充実と被害者の安全確保
- ③ 自立に向けた支援体制の充実
- ④ 関係機関との連携強化

～わたしたちにできること～

- ・DVに対する問題意識を高めよう。
- ・DVについて正しい知識を持とう。
- ・相談先を知っておこう。
- ・暴力を受けたら、一人で悩まず相談しよう。

【ジェンダーに基づく暴力】

ジェンダーに基づく暴力は、相手を尊重せず、性別による偏った力関係や「男らしさ・女らしさ」といった固定観念を背景に行われる重大な人権侵害です。

これまで中心とされてきたDV（ドメステック・バイオレンス）は、配偶者や事実婚の相手、同棲相手など親密な関係にある（または、あった）相手から繰り返し行われる暴力のことです。身体的、精神的、性的、経済的などあらゆる手段を用いて相手支配（コントロール）しようとする行為であり、被害者の心身に申告なダメージを与えます。また、子どもの前でDVが行われることは「面前DV」と呼ばれ、児童虐待にも当たります。

さらに現在では、DV以外にも多様な暴力が潜在化しています。性犯罪、ハラスメント、ストーカー、SNSでの画像流出などがその典型です。特に若年層においては、交際相手からのデートDV⁴に加え、交際中に撮影した画像を流出させるリベンジポルノなどの「デジタル性暴力」が深刻な課題となっています。

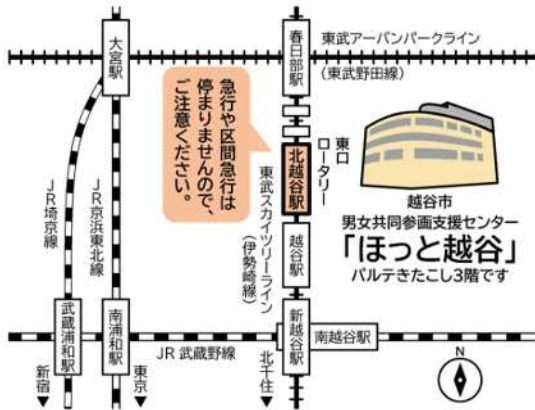
DV対策に加え、社会に根深く残るジェンダー不平等を解消し、あらゆる形態の暴力を許さない社会づくりを目指しています。

⁴ デートDV…交際相手など親密な関係にある相手からの暴力（身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力など）

越谷市男女共同参画支援センター「ほっと越谷」



男女共同参画を推進する拠点施設として、「学習・交流・情報・相談」の4つの機能を持ち、一人ひとりが個性を活かせる社会をめざして、男女共同参画に関する情報提供や講座の開催など、さまざまな事業を展開しています。



《所在地》 〒343-0025 越谷市大沢3丁目6番1号
パルテきたこし3階

《開所時間》 火曜日～土曜日：午前9時～午後9時
日曜日：午前9時～午後5時

《休所日》 月曜日、祝日、年末年始（月曜日が祝日の場合は火曜日も休所）

《問合せ》 TEL 048-970-7411
FAX 048-970-7412



越谷市女性・DV相談支援センター

☎ 048-963-9176

DVの相談（性別問わず）、女性からの悩み事の相談に、専門相談員が対応します。
（面接相談／電話相談）※面接は予約制



《相談時間》月～金：午前10時～12時／午後1時～4時（祝日・年末年始を除く）

※土曜日、夜間に実施する相談は、時間や番号が異なります。ホームページをご覧ください。上記電話番号までお問い合わせください。

男性のための電話相談

☎ 048-971-6201

男性からの悩み事の相談に、男性の専門相談員が対応します。

《相談時間》毎月第2土曜日 午後1時～4時（祝日・年末年始を除く）



第4次越谷市男女共同参画計画（改定版）【概要版】

令和8年（2026年）3月

発行：越谷市 市長公室 人権・男女共同参画推進課

〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 TEL：048-963-9113 FAX：048-965-8028

全体版はコチラ

